

民生委員・児童委員って？



5歳と2歳の子供のいるまゆみさん夫婦には、近所に住んでいる夫のご両親がいます。現在は二人とも元気でいるものの、将来の生活や介護のことが心配になり、相談相手となってくれる民生委員・児童委員について、土合地区民児協の大澤和治会長に相談しました。



おしえて 大澤さん

民生委員・児童委員は、どんな人がなるのですか？

地域福祉に关心があり、満30歳以上で満75歳未満の方ならどなたでもなることができます。そのほかにもいくつかの規定がありますが、地域から推薦され、最終的には厚労大臣から委嘱されます。

どんな仕事をするのですか？

日常生活で福祉上の援助を必要とする人が、行政の福祉サービスにつながる手助けをしています。簡単にお話すると、住民と行政とのつなぎ役になります。

相談できるのはどんなことですか？

地域住民のかかえる様々な福祉の問題や生活上の悩みなどの相談に応じます。

相談したいときはどうすればいいのですか？

お住まいの地域に、およそ400世帯に一人の割合で担当の民生委員が決まっています。担当民生委員にご連絡ください。

相談内容は他人に漏れませんか？

民生委員は相談を受けた方の秘密を守ることが義務づけられていますので、安心してご相談ください。

ありがとうございます。
また、お話をきかせてください！

民生委員・児童委員は地域の住民の一人です。
堅苦しく考えず、
ちょっと聞いてみたいことなど
気軽に話しかけてくださいね。

活動報告

令和元年からの3年間の任期中はコロナ禍の影響で難しいことも多々ありましたが、工夫を重ねて活動しました。



民児協 定例会議



桜区民ふれあいまつり



赤い羽根共同募金



高齢者サロン



子育て支援事業